

広島県信用保証料助成金交付要綱

令和5年3月23日制定
公益社団法人広島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）等に所属する事業者が、金融機関から設備等にかかる融資を受けるため（条件変更は対象外）、広島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を得る場合に、保証協会に支払う保証料の一部を協会が助成することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関を言う。
- (2) 「融資」とは、事業者が金融機関から受けるつぎの融資をいう。
 - ア 環境対策等により環境対応車の購入及びディーゼル微粒子除去装置等の装着に要する資金。
 - イ 物流の近代化・合理化を図るため、土地・建物・機械等の設備の購入に要する資金。
 - ウ 軽油高騰等に伴う経営上必要な運転資金。
 - エ セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第5号及び新型コロナウイルス感染症に係る第4号第6項）に基づく経営上必要な資金。
(新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間：令和5年4月1日から令和5年6月30日まで。
但し、指定期間が延長された場合は、その後も継続する)。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算出され、事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和5年4月1日から令和6年3月8日までの保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から第2条(2)に定める融資（短期借入は不可、13カ月以上の借入のみ対象とし、当座貸越は除く）を受けるために保証協会に保証料として支払われた金額とする。
その額は1事業者保証料総額の1/2を助成する。なお、10万円（第2条(2)エについては20万円）を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 会員事業者は、保証協会に保証料の支払いを行った場合には、当該保証料額の1/2を協会に交付申請を行うことができる。

なお、申請額の合計が第4条に定める限度額に満たない場合は、限度額に達するまで再助成することができる。

2 前項の申請は、別紙様式1の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。

その際、添付資料として、「信用保証書」または、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」のコピー、及び「振込先確認のため預金通帳の口座名義記載ページ」のコピーを添付しなければならない。

また、必要に応じて、別途必要書類を求める場合がある。

3 助成金の交付申請は令和6年3月8日までに会員事業者が所属している支部を経由して提出する。

ただし、予算額に達したときは申請の受付を終了するものとする。

4 前年度会費未納会員事業者については、助成対象外とする。

(助成金の交付)

第6条 協会は前条による助成金の交付申請があった場合は、その内容を精査し、予算の範囲内で申請順に当該助成金額を確定して、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条 当該助成金の交付を受けた会員事業者が、融資の繰上げ償還を行った場合、また融資の借り替えを行った場合等で保証協会から保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

2 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。